

滋賀食肉センター平成30年度産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託にかかる一般競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2および第167条の11第2項の規定[別記1]に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約において平成30年度における滋賀食肉センターの産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 競争入札に参加することができる者は、平成30年1月1日より次に掲げる要件をすべて満たしている者で、公益財団法人滋賀食肉公社の審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有したものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 都道府県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により更生手続開始の申立てをされた者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により再生手続開始の申立てをされた者（同法第174条第1項の規定により、再生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 平成27年1月1日以降より、滋賀食肉センターまたは各都道府県のと畜場で産業廃棄物収集運搬および処分業務契約の実績があること。

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条[別記3]に基づき、次の各号の許可を受けている者であること。

ア 滋賀県と最終処分場所在地までの経路における区域を管轄する都道府県知事から産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者であること。

イ 最終処分場の所在区域を管轄する都道府県知事から産業廃棄物処分業許可を受けている者であること。

(資格審査の申請)

第3条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滋賀食肉センター平成30年度産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 法人にあつては、発行後3月以内の法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)またはその写し。

(2) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（県内に本店、営業所等を有する者にあつては知事が交付する納税証明書、県内に本店、営業所等を有しない者にあつては本店所在地の都道府県知事が交付する納税証明書。発行後3月以内のものに限る。）もしくはその写しまたはそれに代わるものとして知事が認める納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）もしくはその写し。

(3) 消費税に未納がないことを証する納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）またはその写し。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条の規定[別記3]による産業廃棄物収集運搬業許可と産業廃棄物処分業許可を受け、届出をした者であることを証する書面の写し。

(5) 営業所等の長に取引を委任する者にあつては、その委任状。（別記様式第2号）

(6) 誓約書（別記様式第3号）

(7) 法人にあつては、役員一覧。（別記様式第4号）

(8) その他必要と認める書類

(9) 資格審査に関する事項の申請書類提出先

機関名 公益財団法人滋賀食肉公社 総務課

郵便番号 523-0013

所在地 近江八幡市長光寺町1089番地4 滋賀食肉センター2F

電話番号 0748-37-3917

受付期間 平成 30 年 3 月 5 日 (月) から
平成 30 年 3 月 23 日 (金) まで
(土日祝日を除く)
9 時 00 分 から 16 時 30 分 (11 時 50 分 から 13 時を除く。)

(資格審査の提出期限)

第 4 条 平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 3 月 23 日まで (土日祝日を除く) の 9 時から 11 時 50 分までおよび 13 時から 16 時 30 までとする。なお、郵送による受付は行わない。

2 競争入札に付する旨の公告をした後、当該公告に係る競争入札に参加しようとする者から競争入札に係る資格審査の申請があった場合において開札の日時まで当該資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときには、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(資格審査の結果通知等)

第 5 条 資格審査の結果は通知書により申請者へ通知する。

(競争入札参加資格の有効期間)

第 6 条 前条の資格審査の結果に基づき競争入札に参加する資格を有すると決定した者 (以下「有資格者」という。) について、有効期間は、資格を有すると認めた日から 3 ヶ月とする。

(資格の抹消)

第 7 条 有資格者が提出した申請書またはその添付書類に故意に虚偽の記載があったとき、第 2 条に該当するに至ったときおよび有資格者が競争入札参加資格の登録の抹消を申し出たときは、その資格を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格が取り消された者に通知するものとする。

(変更届)

第 8 条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに競争入札参加資格申請内容変更届 (別記様式第 5 号、以下「変更届」という。) を提出するものとする。

- (1) 営業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 経営規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号または名称を変更したとき。

- (4) 本店または営業所等の所在地を変更したとき
- (5) 有資格者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。

(変更に係る審査等)

第9条 前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項を審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、必要があると認められるとき、または有資格者が競争入札に参加する資格を有しないと認められるときはその資格を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格の取り消された者に通知するものとする。

(資格の承継)

第10条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次の各号に掲げるものはその承継する営業に係る競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人。
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人。
 - (3) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人。
 - (4) その他前3号に掲げる者に類すると認められる者。
- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、変更届に前項各号に該当することを証する書類および第3条第1項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。
 - 3 前条第1項および第2項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。
 - 4 前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果を通知書により申請者に通知するものとする。

(参加の停止)

第11条 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年を超えない範囲内で期間を定めて競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の場合において当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(申請書類に使用する言語)

第12条 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

別記1

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

別記 2

滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号

第 195 条の 2 知事は、令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「防止法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有す者（防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。）

別記 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

- 1 3 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。
- 1 4 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 1 5 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
- 1 6 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 1 7 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。